

## 第7回処遇・給与部会 議事録

日時：令和7年8月25日（月） 1330～1500

場所：防衛省会議室

出席者：（部会委員）井上部会長、浦岡委員、千葉委員、磯部委員、可部委員、中山委員  
（防衛省）廣瀬人事教育局長、坂本政策立案総括審議官、高津給与課長、  
高石統幕総務部長、牧野陸幕人事教育部長、羽瀧海幕人事教育部長、  
新宅空幕人事教育部厚生課長 他

井上部会長の開会の辞に引き続き、防衛省より資料の説明を行い、その後、意見交換。

### 【若年定年退職者給付金の給付水準の引上げ等に関する中間提言】

委員：中間提言（案）について、部会での議論の内容が適切に反映されていると思うので、異論はない。

中間提言（案）11ページの（2）「若年定年退職者給付金の支給を制限する仕組みに関する措置」について、具体的な緩和のやり方のイメージはあるか。

防衛省：若年定年制の不利益を補うという若退金の制度趣旨を維持したまま議論するのか、そもそも白紙的に議論するかによって変わってくると思うが、これまでの本部会に議論の連続性を踏まえると、中間提言（案）の記載は、現在の若退金の制度趣旨を前提とした上で、中間提言（案）に記載された課題に対応するため、何らかの緩和措置について検討することを示したものであると考えている。防衛省でもそれを前提として、中間提言（案）に記載された課題をどう解決するかを検討し、次回以降提示したいと思う。

委員：中間提言（案）は非常によくまとまっていると思う。これまで議論があったが、制度の現状とそれに対する環境変化ということを踏まえており、構成としても、最終的に非常に好ましい形となっている。

これは今後、中間提言という名前が外れて、何か最終提言とするような考えはあるか。

防衛省：年内にあと2回部会を開催する予定と申し上げた。政府として令和8年度から新しい制度とすることを予定しており、次回防衛省の方から具体的な案を示し、最終的に12月の部会で、それに対して何らかの形で意見をいただくことを考えている。

委員：中間提言（案）11ページの（2）「若年定年退職者給付金の支給を制限する仕組みに関する措置」について、内容が「具体的な分析・検討を進めていく」という表現であるが、最終提言ではこれが具体的に記載されるイメージなのか。

防衛省：然り。

防衛省：この中間提言は、自衛官確保の必要性を述べた上で、自衛官を取り巻く状況の変化を押さえて、検討の方向性を考えていくという構成にしており、具体的には、給付水準の引上げ、支給制限の仕組みに関する措置、支給条件の緩和、というこの3点を挙げたことで、中間提言については明確なメッセージが打ち出せたのではないかと考えている。支給制限の仕組みの緩和に関する措置については、必要性というのはある程度見えているが、いかにして合理性を確保していくかというところが、今後のポイントになってくると思うので、またしっかり審議していただきたい。

### 【諸外国の軍人の給与制度調査結果】

委員：各国の共通点として、どの国も民間の給与実態を参考にしていることと、一般公務員とは異なる軍人独自の要素を反映している点が挙げられるが、具体的な制度設計が異なると理解した。

2点質問がある。

1点目は、資料「諸外国の軍人の給与改定要領等」の表中の給与原則のないしは俸給表の欄の記載内容で、アメリカとイギリスは軍人独自の俸給表があり、他方でフランスとドイツは国家公務員共通の俸給表を使っており、日本はその中間に見えるが、具体的に軍人独自の要素を俸給表に反映させる上で、現在の自衛官独自の俸給表では反映し切れないところはどのようなものがあり、例えばXファクターを考慮した場合のメリットとデメリットについてどう感じているか。

2点目は、毎年の俸給の改定率だが、現在の日本では民間に軍人という職種がないため、一般職の国家公務員の改定率に準じた改定が行われていると思うが、この資料中の各国の民間労働者の水準に基づいた改定というものは、通常の間労働者の改定率を使用し、それは一般職の公務員に適用される改定率と同じものか、それとも改定率を算出するための民間労働者の比較対象が異なっており、一般職の公務員とは違う改定率で、各国改定が行われているのか。

防衛省：まず2点目については、米軍は資料「諸外国の軍人の給与改定要領等」の改定要領に記載のとおり、民間労働者と同率で改定している。

他の国についても民間労働者の水準の改定を基本的に（一般職の公務員と軍人で）同じように考慮して改定しているという認識である。

防衛省：民間労働者の改定を踏まえつつ、例えば、フランスとかであれば、それぞれの省庁で獲得した予算の範囲内で、基本的には民間労働者と同率の改定率で交渉をし、予算の状況により改定率が民間と差が若干出るようなこともあると承知している。

防衛省：1点目について、我々が一般職の公務員と比較して、例えばイギリスのXファクターのような検討をしていくにあたり、資料「自衛官の給与制度の概要」で示したように、自衛官俸給月額構造として、公安職俸給表（一）の月額に超過勤務相当額を載せているが、そもそもこの公安職俸給表自体が、一般職の公務員の俸給表に、制度創設時に評価された困難性というものが約1割程度加算されている状況である。

そして公安職俸給表を引く形で、自衛官俸給表が作られているが、制度創設時から自衛隊自身を取り巻く任務環境等の変化分があるので、現在の自衛官の特殊性というものをきちんと整理をして、例えばイギリスのXファクターのようにどういう要素があるのかを書き出し、そのプラス部分がどれぐらいなのかをしっかりと検討していかなければいけないと考えている。

この整理をする過程で、自衛官にとって何が不利益であり、給与面でどのように処遇することが適切なのか、その具体的な要素等でそれがどのように金額面で出てくるのか検討していくことがこれからの議論だと考えている。

委員：自衛官であることの不利益を考慮する要素はすぐに思いつくが、利益の部分というのは、例えば営内居住でコストはかからないというような項目なのか、イギリスのXファクターについて具体的な項目を教えて欲しい。

防衛省：イギリスのXファクターの12項目は次のとおり。

1. 自律性・管理制御性・柔軟性
2. 身体的及び精神的健康に対する危険性
3. 勤務時間
4. 個人及び集団の権利
5. 民間労働者と比較した身分保障
6. 休暇の許可

7. 昇進と早期の責任
8. 家族からの別居
9. 配偶者、パートナーの雇用
10. ストレス、人間関係、仕事の影響
11. 混乱
12. 訓練・教育・自己啓発

以上の12項目で軍人が有利とされている項目は5、7、12で、その他の項目は軍人が不利と位置付けられている。

委員：大変難しい課題に取り組んでいると改めて感じた。イギリスの例は非常にわかりやすく、これが参考になるのではないかと考える気持ちは理解する。

しかし、フランスやドイツは国家公務員共通の俸給表を用いて若干その調整をしている。アメリカの70パーセントというものはよくわからない。

他の職種と軍人との関係がアメリカやイギリス、フランス、ドイツはどうなっているのか。ドイツ、フランスは国家公務員共通ということで概ね理解はできる。

イギリスの軍人14.5パーセントプラスという数字は他の職種と比較してどうなのか。警察官や刑務官といった公安職の状況や、アメリカの70パーセントというふうに扱われる軍人以外の職種との関係はどうなのか調査して欲しい。

イギリスのように、Xファクターのようなものを数字にどう還元していくかが難しいと考えている。

まずは参考にしてしている諸外国の状況を単に軍人と一般職だけでなく他の職種についても調査・分析して欲しい。自衛官においては公安職俸給表(一)を指標にしており、職種間の関係は現状では決まっていることから、それを変えていこうとする場合にどう取り組んでいくかであり、もう少し掘り下げてもらいたい。

防衛省：ご指摘のような深掘りをしていきたい。

委員：自衛官俸給表に超過勤務相当分がプラスされている対象は自衛官全体だと認識しているが、一般的に、いわゆる超過勤務手当の仕組みとして、幹部は支給されないものと理解している。

学校の先生には教育公務員特例法が適用されるが、全員に超過勤務手当が支給されるわけではなく、校長先生や副校長先生は支給されないということがある。

これらを踏まえると、長時間勤務していることだけをもって、全体に対して超過勤務相当分の上乗せができるのか疑問に感じた。

委員：各国の採用状況と給与改定がどのようにリンクしているのか。定員割れがあるのか、採用に苦しんでいるのか、というところも知りたい。

防衛省：次回以降に向けて整理をしたい。

防衛省：各国の参謀総長等との会談によれば、採用状況はどの国も極めて厳しいとのことであった。各国ともに非常に厳しい採用状況の中で、その採用に対する問題意識と努力に非常に傾注をしており、現在、日本では総理を筆頭に処遇改善を含めて取り組んでいることを説明すると素晴らしいと反応があるが、どの国もここ数年の取り組みで効果が出ていないというのが、我々が伺っている感想である。

防衛省：資料「諸外国の軍人の給与制度調査」について、防衛力整備計画の中で自衛官の給与制度についても触れられており、諸外国の軍人がやはり最も参考となる指標だと思うので、今回説明を

した。他方で、自衛隊発足当時の事情として、自衛隊は公安職から始まっているということは事実である。委員の発言のとおり、軍人以外の警察官等との諸外国内での位置付けや、改定要領というのもしっかり比較をしていくことは必要と考える。

また、自衛官も国家公務員であるので、委員の発言のとおり、フィックスされたこの公安職俸給表からどう改定いくのかというのは非常に難しいところだが、職務・職責というところをしっかりと考えながら、また、自衛官俸給表はこれまで一度も手をつけてない制度であるので、その間の国際環境の変化や自衛官の職務の変化など、様々なことを踏まえながら、ぜひ議論のヒントをいただければと思う。

委員：今回、諸外国軍人給与制度について紹介いただいたが、各国ともに民間給与を考慮していることだった。そして、日本においてはこれから民間給与自体が大きく変わっていくと認識しているので、その点についても考慮要素だと思う。

委員：最後に中間提言（案）への意見として目次にページ数をつけた方がよいと思う。

防衛省：承知した。